

足立区太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電システム及び蓄電池（以下「機器等」という。）又はそのいずれかを設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光エネルギーにより発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系したシステムをいう。
- (2) 蓄電池 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が戸建住宅Z E H化等支援事業の補助対象機器として登録しているものをいう。
- (3) 区内事業者 足立区内に本店、支店、営業所等を有し、当該営業所等において機器等の販売及び工事の契約締結を行う事業者をいう。
- (4) 中小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）であって、足立区内に本店、支店、営業所等があるものをいう。
- (5) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項の規定により設立された法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であって、足立区内に病院、診療所、施設等があるものをいう。
- (6) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であって、足立区内に事業所、施設等があるものをいう。
- (7) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の学校法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であって、足立区内に学校、施設等があるものをいう。
- (8) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。
- (9) 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人（いずれも国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。
- (10) 公益社団法人等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された公益社団法人及び公益財団法人（いずれも国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。
- (11) 町会・自治会等 足立区に別で定める「町会・自治会届出書」による届出を行い、登録を受けた町会・自治会又は地区町会・自治会連合会をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、区内の建築物に機器等を設置した次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人、集合住宅所有者又は分譲マンションの管理者
- (2) 中小規模事業者
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 学校法人
- (6) 特定非営利活動法人
- (7) 一般社団法人等
- (8) 公益社団法人等
- (9) 町会・自治会等
- (10) 第2号から第8号までに掲げる法人以外の法人であって、足立区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 未使用の機器等を新規に購入し、及び設置すること（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の買替え及び蓄電池においては2台目以降の増設を除く。）。
- (2) 太陽光発電システムを設置した場合には、電力会社と余剰電力の買取りにかかる電力受給契約（以下「電力受給契約」という。）を締結していること。
- (3) 機器等の支払いが完了した日（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約日）から12か月を経過していないこと。ただし、売電収入の譲渡により購入費用の支払いを相殺するなど、補助対象者が直接購入費用を支払わない契約についてはこの限りではない。
- (4) 設置した太陽光発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであり、認証の有効期限内の製品であること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、本体費用及び機器の設置に要する経費（消費税を除く。）とし、その範囲は太陽電池モジュール、架台、接続箱、蓄電池本体、パワーコンディショナー及び配線器具の購入並びに取付工事及び施工に関する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、取付工事及び施工に関する費用は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムについては、別表の補助単価の欄に掲げる額に当該太陽光発電システムの最大出力を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、当該額が同表の上限金額の欄に掲げる額を超えるときは、当該上限金額の欄に掲げる額を補助金の額とする。

(2) 蓄電池については、5万円とする。ただし、区内事業者が販売する蓄電池を設置した場合は6万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付申請書(第1号様式)及び対象機器等概要説明書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力が分かるものの写し(出力対比表の写し等)
- (2) 太陽電池モジュールの配置図及び対象機器等の設置個所が分かる建物の平面図又は立面図
- (3) 電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し
- (4) 設置した蓄電池において、S I I登録型番(パッケージ型番)が分かるものの写し(S I I公式サイトの補助対象機器一覧等)
- (5) 対象機器等の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し(新築の建物に設置した場合においては、全体の契約金額が分かる部分及び対象機器等の記載がある部分の写し)
- (6) 機器等の設置に係る領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)
- (7) 機器等の設置に係る領収書の内訳を記載した書面の写し(契約書等に内訳の記載があり、領収書の金額と一致する場合は除く。)
- (8) 対象機器等の設置した状況及び型番等が確認できるカラー写真
- (9) 機器等を自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合(分譲マンションに設置した場合を除く。)は、建物所有者(共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者)の承諾書(第3号様式)
- (10) 申請者が個人で居住地と設置場所とが異なる場合は、申請に係る建物の不動産登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)
- (11) 申請者が個人で住民登録地が足立区外の場合は、住民票(発行後3か月以内のものに限る。)又は氏名と住所が確認できる書類の写し
- (12) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)
- (13) 申請者が法人の場合は、申請に係る建物の不動産登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)
- (14) 他の団体から同種の補助金の交付を受けている場合、当該交付を受けていることが分かる書類の写し
- (15) その他区長が必要と認める書類

2 前項各号の規定にかかわらず、太陽光発電システム又は蓄電池のいずれかのみを設置す

る場合にあっては、申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電システムのみ設置の場合は、前項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで並びに第9号から第15号までに規定する書類及び対象機器等の設置した状況が確認できるカラー写真

(2) 蓄電池のみ設置の場合は、前項第4号から第15号までに規定する書類及び対象機器等の設置個所が分かる建物の平面図又は立面図

3 前2項の規定による補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

4 前項の受付については、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

5 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めるとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金不交付決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第3項の規定により太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった機器等の処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認申請書(第7号様式)を事前(事前に提出が困難な場合は、事後)に区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認通知書(第8号様式)により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めるときは、太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金に係る財産処分不承認通知書(第9号様式)により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 前条第1項の規定による承認を受けずに、補助金の交付対象となった機器等の処分をしたとき。
- (3) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により当該申請者に通知する。

(不正手続き等に対する措置)

第10条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者(以下本条において「本補助金交付決定者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続を行い、又は当該手続其他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- (1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求
- (2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、第10条第1項の規定に基づき区長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった発電システムの状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、当該発電システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 平成17年度において足立区太陽光発電システム設置補助金交付要綱第3条の規定により、財団補助金の交付額確定通知及びNEDOの補助金の確定通知を受けた者は、この要綱に基づく第3条の交付要件を満たしているとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、電力受給開始日が平成20年4月1日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成20年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、電力受給開始日が平成21年4月1日以降である者に適用し、電力受給開始日が平成21年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則(22足環温発2010号 平成23年3月31日区長決定)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、発電システム設置工事に着手している者に係る補助金の申請手続（補助金の交付額に係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

付 則(23足環温発2029号 平成24年3月30日区長決定)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、発電システムの設置に係る契約日が平成24年4月1日以降である者に適用し、契約日が平成24年3月31日以前である者については、なお、従前の例による。

付 則(24足環政発第2545号 平成25年3月13日区長決定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(25足環政発第4135号 平成26年3月25日区長決定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(27足環政発第80号 平成27年4月17日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 足立区公益的施設用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定）は、廃止する。

付 則（30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第861号 令和4年6月10日区長決定）

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和7年1月1日から同年4月30日までに機器等を設置した者（次項において「特例対象者」という。）については、改正後の第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

なお、特例措置における設置日については、領収書その他の機器等の購入の事実を証する書類に記載された領収日を、機器等の設置に係る支払が完了した日とし、これを機器等の設置日とみなす。

- 3 特例対象者の令和8年度における補助金の申請に係る改正後の第6条第3項の規定の適用については、同項中「区長が定める期間」とあるのは、「令和8年4月13日から同年6月30日まで」に読み替えるものとする。

別表（第5条関係）

	補助単価※	上限金額
区内事業者以外のものが販売する発電システムを設置した場合	6万円	24万円
区内事業者が販売する発電システムを設置した場合	7万2千円	28万8千円

※ 発電システムの発電設備最大出力（小数点以下2桁未満切捨て）1キロワットあたり